

令和 6 年 12 月 23 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和6年12月23日（月曜日）午後1時53分開会

出席委員（6名）

菅原善幸 委員長
辻畑めぐみ 副委員長
鈴木新一 委員
柏 恵美子 委員
今野恭一 委員
鈴木悦代 委員

出席議長団（2名）

鎌田礼二 議長
西村勝男 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬
市民生活部 税務課長	志野英朗		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

会議に付した事件

議案第94号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

午後1時53分 開会

○菅原委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくとも差し支えありません。

これより議案第94号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、審査を行います。

議案第94号については、議長に閉会中の継続審査を申し出ましたが、ただいまの本会議において否決されましたので、引き続き審査を行います。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願い申し上げます。ございますか。辻畑委員。

○辻畑委員 すみません、発言の原稿しか持ち合わせていなくて、何ページか、すみません、何ページか申し上げられませんが、よろしいですか。

今回の条例の一部改正は、令和7年度の本市の保険税率について、標準保険税と本市現行税率の差の50%分の議案になります。今後も複数回引上げをするということです。この引上げについては、本当に改定率は、軒並み10%以上の増加となり、本当に令和12年度の県の標準税率の統一まで、さらに大きく引き上げる計画となっています。

国保税は、協会けんぽの2倍の高さです。県の標準税率に合わせることも、今でさえ負担が大変になっている市民のことを考えるべきではないでしょうか。

国保は、国の義務を規定して国庫負担を義務化しています。かつて45%以上だったものを、今は30%の国庫の負担となっています。市町村の国保財政は、本当に困難になっています。しかし、それは国の責任です。国庫負担の増額を求める立場を、さらに強く表明すべきと思います。

○菅原委員長 ほかにご発言はありますか。鈴木委員。

○鈴木（新）委員 せんだっての民生常任委員会でもお話ししましたが、基本的に私は賛成といった中で、いろいろ今までのたどり方とか、標準、基準課税率の5割というものに対して非常に納得いかない部分と、市民の目線ということを考えながらお話をしたものの、4月からの増税ということもありますし、ここは一旦、当局にも考えていただきながら、ぜひその数値を早急に出していただきながら、1月にでも臨時会を開いていただいて、基準値の見直し

をしてもらえば、それはそれで私は納得できるなと思いましたが、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○菅原委員長 ほかにご発言はありますか。まずは、柏委員。

○柏委員 今回当局より示されました標準保険税率との差を基準として、その5割を令和7年度に、2割を令和8年度に、1割を令和10年度に改定するという案が出ておりましたけれども、民生常任委員会でも、今回の改訂で示されました税率は適正なのかという意見が出ておりました。急な増税は納税者の生活設計を狂わすものとなるため、激変緩和策を講じることが望ましいですが、段階的に保険税率を引き上げることによって、令和12年度までに納税者が支払う保険税額が増加するというデメリットもあります。したがって、段階的に税を上げること、継続審議ということにさせていただきました。

○菅原委員長 ほかにご発言は。今野委員。

○今野委員 前回は継続という話になったけれども、まずは、当局の提案、よくよく吟味してみますと、上げ幅の調整をもう一度していただきたいということです。それはなぜかといいますと、今、この国民健康保険税を上げることが、市民にとっていかに負担になるかということを見ると、ここで一旦、税率の見直しをしていただいて、もうちょっと市民の意に沿ったような増額改定、増額改定はやむを得ないと思うんですね。しかし、その上げ幅、これをちょっと緩やかにしていただきたいという市民のお声がありましたので、ぜひそのようにしていただきますように、今回のこの提案に対しては、賛成できかねるという立場でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時01分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

議案第94号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手少数であります。

よって、議案第94号については、否決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時02分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 菅 原 善 幸